

漁業者等がボランティアにより回収した漂流ごみ及び海底ごみの処理について

- 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（令和元年5月31日 海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議）」では、漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、市町村の処理施設の活用も含めた処理の推進を示している。
- 環境省から、令和元年6月4日付けで「漂流ごみ等の処理体制構築等について（資料3-3）」通知されており、処理体制の構築が求められている。
- 県では、市町村等の海岸漂着物等対策に要する経費に対して、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を交付し、財政的な支援を実施している。令和2年3月2日に同補助金交付要綱を改正し、漁業者等がボランティア（無償）により回収した漂流ごみ等の処理に対しては、県の予算の範囲内において補助対象経費全額（10/10）を補助している（図参照）。



図 漁業者等のボランティア回収の補助イメージ